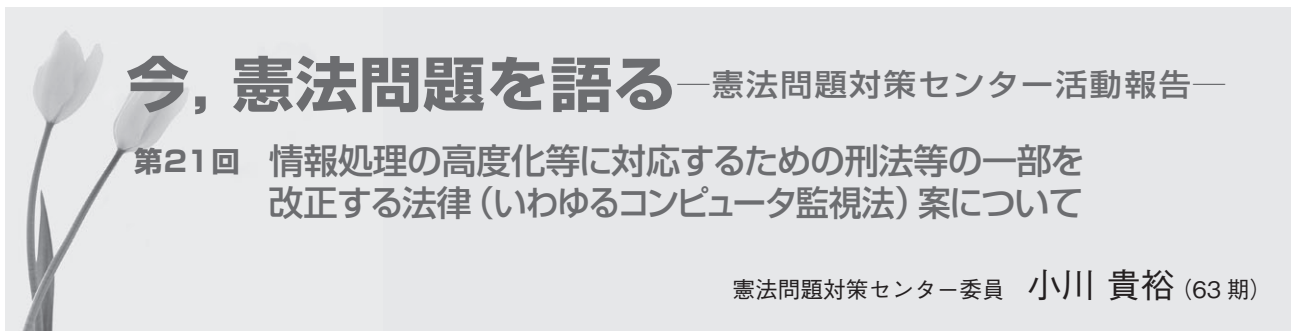




今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第21回 情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律（いわゆるコンピュータ監視法）案について

憲法問題対策センター委員 小川 貴裕（63期）

法案提出の経緯

この法案は、日米欧など主要国が署名しているサイバー犯罪条約に対応するためのものです。いわゆる共謀罪法案の一部として2004年、2005年に国会提出され、2009年に不成立となっていました。本年4月1日、共謀罪を除外してサイバー犯罪条約対応を中心とする政府案が国会に再提出されました。

当センターでの議論と対応

当センターにおいては、メーリングリストにおける情報提供と意見交換後、5月13日の委員会において法案の問題点の検討がなされ、次のような意見が交わされました。

（1）通信履歴の保全要請制度

（刑訴法第197条3項～5項の改正）

捜査機関が、将来の差押に必要と判断した際に、プロバイダに通信履歴を最大60日間保管することを書面で要請できる制度です。問題点として、①任意処分に名を借りた事実上の強制処分ではないか、②条約の内容からすれば、通信内容についても同様の保全要請を認める法改正が予想される、③探索的な通信履歴の保全要請が認められると、プライバシー侵害だけでなく取材源の秘匿が侵される等が指摘されました。

これに対し、プロバイダは通信の秘密の保護を十分意識しており令状無しの情報提供には応じていないが、公益および捜査の必要性との間でジレンマに陥っている、今回の法案はプロバイダをジレンマから解放する意義がある、と法案を評価する意見もありました。また、具体的な改善提案をすべきという意見もありましたが、令状主義を重視すれば改正不要というしかないとの結論でした。

（2）リモートアクセス規定

（刑訴法第99条2項、同第218条2項改正）

差押対象のコンピュータがリモートのサーバにデータを作成・保存していた時に、当該サーバを特定す

る令状なしに、当該サーバ上のデータを複写した上で差押えることを認める制度です。

これに対し、捜査機関に対象と場所を特定しない差押を認めるもので、憲法35条に反するという指摘がありました。

（3）電子ウイルス作成・保管罪

（刑法第168条の2、3新設）

電子ウイルスを、作成、提供、取得または保管する行為を犯罪とするものです。問題点として、①電子ウイルスの定義が曖昧で、明確性の原則、罪刑法定主義に反する、②実行の用に供する目的、正当な理由なくという要件が曖昧、③ウイルス感染の被害者が保管罪の処罰の対象になりかねない、という問題点が指摘されました。

これに対し、規制の必要性は理解できる、修正案を提示しないと反対のための反対で終わる、という意見がありました。

東弁会長声明

刑事法対策特別委員会からの意見具申および上記の議論を踏まえた当センターからの意見具申を受け、5月23日付けで「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案について慎重審議を求める会長声明」が出されました（LIBRA 2011年7月号52頁参照）。

結果と感想

本法は、会内の議論および会長声明にもかかわらず、国会審議において条文の問題点が指摘されたものの、修正なく2011年5月31日に衆議院で可決、6月17日に参議院で可決され成立しました。

今回の法案は震災のため十分な議論の無いままに成立した感が強く、悔しい思いがします。また、政府案より優れた提案ができれば、より説得的かつ効果的な反論を行えたとも思われます。今後の検討課題です。